

(別 紙)

## 中東地域における武力紛争の平和的解決を求める意見書 (案)

2026年2月、アメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃が開始された。これは、国際法及び国連憲章を蹂躪するものである。報道によれば、これを契機として激しい報復攻撃の応酬へと発展している。紛争地では小学校が爆撃されるなど多数の市民が犠牲となっており、周辺国への攻撃でも死者が出るなど、事態は中東全体を巻き込んだ全面的な紛争へと発展しかねない深刻な状況にある。

同地域において武力衝突が激化し、多くの尊い命が失われている現状は、極めて憂慮すべき事態である。武力による攻撃は、国際社会の平和と安定を著しく損なうものであり、断じて容認することはできない。

特に、核関連施設周辺における軍事攻撃は、放射能汚染等による深刻な被害を引き起こすおそれがあり、世界全体に重大な影響を及ぼしかねない。

高松市は、非核平和都市宣言の理念の下、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願ってきた。この理念に照らし、全ての当事者に対し、即時の停戦と対話による平和的解決を強く求めるものである。

また、本紛争に起因する原油価格の急騰及び様々な製品の原材料が不足する事態は、高松市民の生活や地域経済にも多大な打撃を与えており、市民生活の安定のためにも一刻も早い正常化が不可欠である。

よって、国においては、国連や関係諸国と連携し、武力紛争の解決に向けて平和国家日本としての責務を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日  
高松市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣

} 宛